

国税不服審判所の裁決事例

平成30年3月19日に平成29年7月から9月分の裁決事例が公表されました。その中から2つの事例をご紹介します。

1 米国子会社に対する貸付利息（移転価格税制）

基礎事実

- ① 貸主（以下、日本親会社）は、主要取引銀行から長期借入があるが、本件貸付に係る資金は借入により調達したものでない。
- ② 日本親会社は、借主である子会社（以下、米国子会社）以外に金銭の貸付を行っていない。
- ③ 米国子会社は、本件貸付により調達した資金で設備投資に使用し、他社への再貸付はしていない。
- ④ 米国子会社は、日本親会社以外からの借入はない。

法令解釈等

措置法第66条の4第2項では、棚卸資産の販売又は購入以外の取引については、基本三法及び基本三法に準ずる方法等を「同等の方法」として、金銭の貸借取引等において、それぞれの取引の類型に応じて「同等の方法」による独立企業間価格の算定を認めている。さらに移転価格事務運営指針2-7は、金銭の貸借取引について法人及び国外関連者が業として行っていない場合は①借手の銀行調達利率②貸手の銀行調達利率③国債等の運用利率を独立企業間価格の利率として用いるとし、適用が①、②及び③の順によるとしている。

【納税者の主張】 貸付は米国子会社に対する支援のために行われたものであり基本通達9-4-2の子会社等を再建する場合の無利息貸付等に該当する。

【審判所の判断】 設立直後の貸付金は設備投資等に使用されおり採用できない。

【納税者の主張】 貸付利率2%は外国税務当局の税務調査を受けた際の指摘に基づくものである

【審判所の判断】 上述の事情をもって、独立企業間価格とは認められない。

【課税当局の主張】 **【審判所の判断】**

独立価格比準法の検討 同様の取引が存在しないため認められない。

【課税当局の主張】 **【審判所の判断】**

再販売価格基準法の検討 再貸付を行っていないため認められない。

【課税当局の主張】 **【審判所の判断】**

原価基準法の検討 貸付に紐付きの借入がないため認められない。

【課税当局の主張】 移転価格事務運営指針 2-7 による検討

日本親会社には借入実績があり、金融機関からスプレッド情報を得ることができる。よって、金利スワップレートにスプレッド（零%）を加えた利率を用いるべきである。

【審判所の判断】 スプレッドを零%とすることは金融機関が利益を得ずに貸付をするという通常想定されない状況を意味するものであり採用できない。

【納税者の主張】

主要取引銀行の担当者から回答を得たスプレッドを加算した利率を用いて、独立企業間価格を算定した。

【審判所の判断】 主要取引銀行による正式な回答ではなく、その根拠の記録もないため正確性がなく採用できない。

【審判所の結論】 米国債等の運用利率による方法

米国債の利率は貸付と通貨、取引時期、期間等が同様の状況の下で国債等により運用した場合に得られるであろう利率に当たると認められることから貸付利率の算定に相当というべきである。

2 輸出免税の不適用（輸出許可証等の取得要件）

基礎事実

- ① 中華人民共和国現地スタッフを介して日本製の化粧品や健康食品を国内で商品を仕入れ、当該商品を輸出する個人事業者である。
- ② 20万円を超える商品を郵便物として輸出する際に、郵便発送伝票の価格欄に顧客の要望に応じ20万円以下の金額を記載し、輸出申告せず、輸出許可書等の交付なく（簡易郵便物として）輸出した。
- ③ 郵便発送伝票の控えとともに、商品に関する商品名、数量、現実の取引価格などが記載された書類を保存していた。

法令解釈等

輸出取引について原則として、輸出許可書等の一定期間の保存を輸出免税規定の適用要件とするが簡易郵便物として資産を輸出した場合は、輸出許可書等の保存に代えて所定の事項を記載した帳簿等の保存を輸出免税規定の適用要件としている。

【審判所の結論】

税関長に申告すべき価格を現実の取引価格を基準とした本船甲板渡し価格と定めている。また、実際に簡易郵便物として扱われたか否かではなく簡易郵便物として資産を輸出すべきか否かにより判断すべきであり、本件は簡易郵便物ではなく輸出許可書等の保存がなく輸出免税の適用は受けられない。